## 家畜ふん堆肥マッチング推進事業費補助金交付要綱

制定:令和4年9月1日付け滋畜第760号

最終改正:令和6年4月22日付け滋畜第296号

## (趣旨)

第1条 知事は、完熟堆肥およびペレット堆肥の安定供給に向けた取組を推進することにより、耕畜連携による堆肥の利用拡大を図るため、畜産農家が事業実施年度に完熟堆肥およびペレット堆肥の供給を拡大した場合に、事業実施主体が支払う経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、「滋賀県補助金等交付規則」(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象および補助額)

第2条 補助の対象となる経費および補助額は、別表に定めるところによる。

#### (事業実施計画の申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする者(事業実施主体)の代表者は、事業を実施するに当たって事業計画承認申請書(別記様式第1号)を提出し、知事の承認を得るものとする。
- 2 事業計画承認申請書の提出部数、提出期日および添付書類は、次のとおりとする。
  - (1)提出部数:1部
  - (2)提出期日:別に定める日
  - (3)添付書類:事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)

事業計画一覧(別記様式第3号-1)

家畜ふん堆肥供給計画一覧(別記様式第3号-2)

家畜ふん堆肥供給計画確認書(別記様式第3号-3)

申請団体の規約(法人以外の組織の場合)

3 同条第1項の規定にかかわらず知事は、あらかじめ承認が必要でないと認めるものについては、事業計画承認申請書の提出を省略させ、補助金交付申請書をもって事業計画の承認をすることができる。。

#### (交付申請)

- 第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(別記様式第4号-1)の提出部数、提出期日および添付 書類は、次のとおりとする。
  - (1)提出部数:1部
  - (2)提出期日:別に定める日
  - (3)添付書類:事業計画書および収支予算書(別記様式第2号)

事業計画一覧(別記様式第3号-1)

家畜ふん堆肥供給計画一覧(別記様式第3号-2)

家畜ふん堆肥供給計画確認書(別記様式第3号-3)

飼料自給率向上・生産コスト削減取組計画(別記様式第4号-2)

役員名簿(別記様式第5号、法人の場合)

誓約書(別記様式第6号)

## (事業変更の承認申請)

- 第5条 事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(別記様式第7号)1部を提出し、知事の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業の中止または廃止
  - (2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
  - (3) 交付決定額の30%を超える事業費の減
- 2 知事は、前項の変更承認をする場合、必要があると認める時は、当該申請書に係る事項について、変更を指示することができる。

## (概算払請求)

第6条 事業実施主体は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書(別記様式第8号)によるものとする。

#### (実績報告)

- 第7条 規則第12条に規定する事業実績報告書(別記様式第9号)の提出部数、提出期日および添付書類は、次のとおりとする。
  - (1) 提出部数:1部
  - (2) 提出期日:事業完了後30日以内または事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
  - (3) 添付書類:事業実績書および収支精算書(別記様式第2号)

事業実績一覧(別記様式第3号-1)

家畜ふん堆肥供給実績一覧(別記様式第3号-2)

家畜ふん堆肥供給実績確認書(別記様式第3号-3)

## (電子情報処理組織による申請等)

第8条 事業実施主体は、第3条の規定に基づく事業実施計画の申請、第4条の規定に基づく交付申請、第5条の規定に基づく事業変更の承認申請、第6条の規定に基づく概算払請求、第7条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

## (標準事務処理期間)

- 第9条 標準事務処理期間は、次のとおりとする。
  - (1) 規則第4条の規定による補助金の交付の決定 規則第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内
  - (2)補助金の変更交付決定 申請書を受理した日から起算して14日以内
  - (3) 規則第13条の規定による補助金の額の確定 第7条の規定による実績報告があった日から起算して 30日以内

#### (帳簿等の整備保管)

第10条 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分して経理するとともに、その内容 を明らかにした帳簿および関係書類を整備し、事業終了後5年間保管するものとする。

## (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

# 付 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。 付 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。 付 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

事業の目的	完熟堆肥およびペレット堆肥の安定供給に向けた取組を推進することにより、耕畜連携						
および内容	による堆肥の利用拡大を図る。そのため、事業実施年度に完熟堆肥またはペレット堆肥の						
	供給を拡大した場合、その経費の一部を補助する						
事業実施主体	1 畜産業を営む個人が構成員となっている団体であって、組織の規約および代表の定め						
	があり、年1回以上の決算報告がされ、代表者名義の通帳をもつこと						
	2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律65号)第12条第1項の認定を受けた認定農						
	業者						
	3 農業協同組合および農業協同組合連合会						
補助単価	1 前年度より供給量を拡大した完熟堆肥およびペレット堆肥に対し、1トン当たり1,250円						
	以内を補助						
事業要件等	1 計画申請時点において、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律127号)に						
	基づき、特殊肥料として家畜ふん堆肥の届出を行っていること						
	2 耕畜連携による供給量の拡大であること(畜産農家自らが所有または栽培するほ場は						
	対象外とする)						
	3 対象作物は稲、麦、大豆、野菜、花き、果樹、茶とする						
	4 10a当たりの供給量は環境こだわり農産物栽培基準の「堆肥その他の有機質資材の適						
	正使用」に定めるきゅう肥またはおがくず堆肥またはもみがら堆肥の施用基準を上限とす						
	る(別紙「施用基準」参照)						
	5 飼料自給率の向上および生産コスト削減の取組を実施すること						
備考	1 面積は、水田の場合は水張面積とする。また、ほ場の一部や水田以外で作付けする場						
	合は実作付面積(通常の管理道路、棚等を含む)とする						
	2 申請額が予算額を上回る場合、補助金額を予算内で調整する						

別紙「施用基準」 (t/10a)

作物名	牛			豚			鶏
	きゅう肥	おがくず堆肥	もみがら堆肥	きゅう肥	おがくず堆肥	もみがら堆肥	おがくず堆肥
稲	2.0	2.0	2.0	0.8	1.0	1.0	0.8
麦	3.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	1.0
大豆	3.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2. 0	1.0
野菜	5. 0	5. 0	5. 0	2.0	3. 0	3. 0	2. 0
花き	5. 0	5. 0	5. 0	2. 0	3. 0	3. 0	2. 0
果樹	4.0	4.0	4. 0	0. 5	3. 0	3. 0	1.0
茶	5. 0	5. 0	5. 0	1.0	1.0	1.0	1.0

環境こだわり農産物栽培基準「堆肥その他の有機質資材の適正使用」より作成

(参考) きゅう肥:家畜ふん単独または家畜ふんにわら類などの敷料が混合したものを堆積し発酵させたもの おがくず堆肥、もみがら堆肥:家畜ふんとおがくずやもみがらを混合して堆積し発酵させたもの